

2020年3月31日

各位

株式会社十六銀行

## ＜民事信託＞受託者向け信託口座の取扱開始について

株式会社十六銀行（頭取 村瀬 幸雄）は、多様化するお客さまの資産管理・資産承継ニーズにお応えするため、民事信託の受託者向け信託口座の取扱いを開始します。

民事信託は、認知症などにより自身の財産管理が困難となる場合に備え、預金や不動産等の資産管理を、信託契約によりご家族などに委託するものです。このご家族などが受託者となる信託は、信託銀行等が受託者となる商事信託に対し、民事信託や家族信託などと呼ばれております。

民事信託において、受託者は受託した預金について、自身の預金口座と分別して管理し、その取引の記録等をするために専用口座の開設の必要があり、今般それに対応した口座の取扱いを開始するものです。

当行は2019年5月に、一般社団法人民事信託士協会（代表理事 大貫 正男、以下「民事信託士協会」といいます。）と、民事信託制度を利用した適切な資産管理及び円滑な資産承継の普及・推進のための協働取組について合意しており、本件信託口座についても、民事信託士協会が持つ専門的知見・ノウハウの提供を受けております。なお、民事信託士協会とは、引き続き民事信託制度の適切な利用・普及のため、民事信託士の取次など協働取組を拡大していく予定です。

超高齢社会・人生100年時代を迎えた今、当行では今後とも、地域のお客さまの適切な老後の資産管理・円滑な資産承継に資する幅広い商品・サービスの提供に努め、生涯にわたる金融取引でお客さまに寄り添い続けてまいります。

### 記

#### 1. 取扱開始日

2020年4月1日（水）

#### 2. ＜民事信託＞受託者向け信託口座の内容

|              |  |
|--------------|--|
| 預 金 科 目      | 普通預金（決済専用型）  |
| 口 座 名 義      | 「委託者〇〇〇〇 受益者△△△△ 信託口 受託者□□□□」<br>もしくは「委託者兼受益者〇〇〇〇 信託口 受託者□□□□」 |
| キャッシュカード     | 発行可（本人カードのみ）   |
| インターネットバンキング | 利用可  |
| 手 数 料        | 口座開設手数料：100,000円（消費税別）<br>口座管理手数料：なし                           |

※ 委託者・受託者・受益者すべてが個人の信託契約に限ります。 ※ 口座開設には、当行所定の審査があります。

以 上

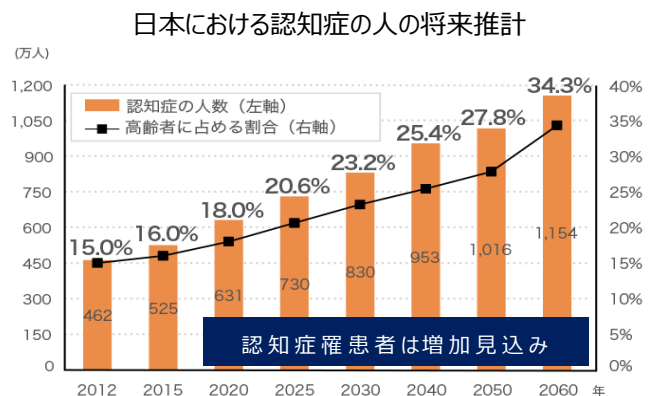
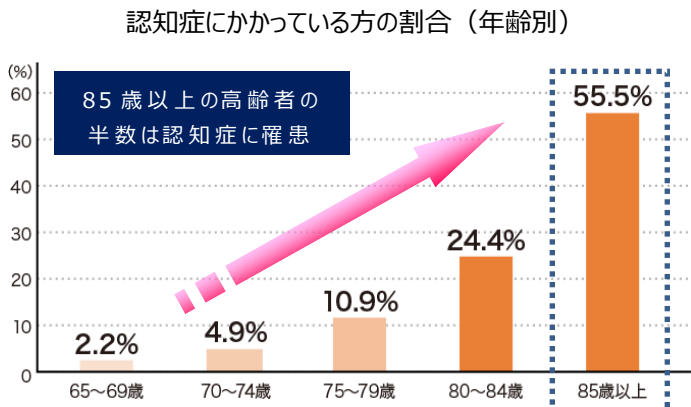
#### ＜本件に関するお問い合わせ先＞

個人営業部 資産運用グループ 宮崎 TEL（058-266-2525）

経営企画部 ブランド戦略室（広報担当） TEL（058-266-2512）

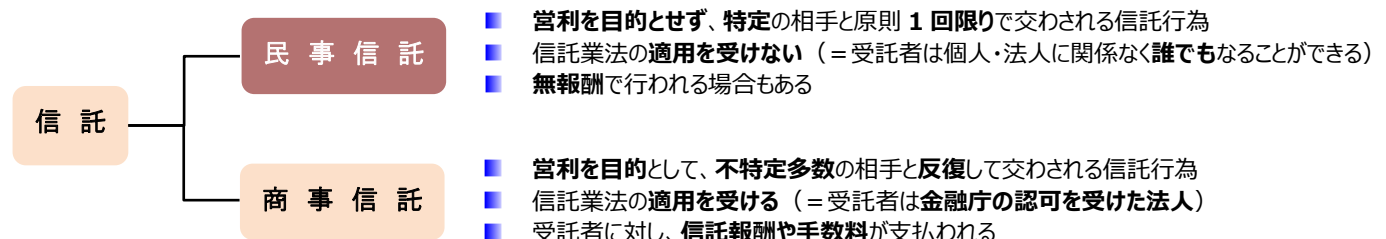
【ご参考】

<資料①> わが国の認知症の現状



出典：厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要」  
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

<資料②> 民事信託と商事信託



<資料③> 一般社団法人民事信託士協会について

(2020年3月31日 現在)

|         |   |
|---------|---|
| 所在地     | 東京都中央区日本橋二丁目 16 番 13 号                                |
| 代表者     | 代表理事 大貫 正男<br>" 森 登規雄                                 |
| 設立      | 2014 年 4 月 8 日  |
| 業務内容    | 民事信託制度の幅広い活用と適正かつ円滑な運用等のため、民事信託士※の資格付与検定を運営し、その管理を行う。 |
| 所属民事信託士 | 301 名（うち岐阜県 2 名、愛知県 16 名）                             |
| 関連団体    | 一般社団法人民事信託推進センター                                      |

※ 信託業法の適用を受けない民事信託に関して、当事者の依頼により、民事信託に関する相談業務やスキーム構築のほか、受益者保護や信託事務遂行の監督等の業務を行う者としての受益者代理人・信託監督人、信託事務受託者（信託法第 28 条）を担える者。（同協会が商標登録済）